



# さくら通信6月号

2009年6月 No. 54

## 一番忙しい時期

2月16日から3月15日は個人の確定申告で大変忙しい時期です。この頃、いろいろな人から「一番忙しい時期ですね」と、ねぎらいの言葉をかけていただきます。

しかし、本当に一番忙しいのは5月なのです。通常月の倍以上の会社の決算、監査法人の公認会計士としての会計監査が5社、監事としての監査が徳島大学を含めて4社、総会出席が数社、さらに税務調査の立会いが通常数社あります。2～3時間の睡眠が続きます。

でも、この時期が一年で一番元気です。暇で暇でしかたがなかった開業時を思い起こせば、今が最高なのです。

(竹内)

## インフルエンザの予防接種料

国内でも感染がひろがり、大きなニュースとなった新型インフルエンザ。一時期の大混乱は沈静化しつつあるようですが、引き続き予防に努めたいものです。

ところで、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、確定申告をすることで、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

インフルエンザの予防接種料は、この医療費控除の対象となるでしょうか？

答は、残念ながら×。対象となる医療費は、診療や治療に直接要する費用などであって、予防のための費用は対象外とされているからです。

その他にも誤りやすい例として、健康食品や栄養ドリンクの購入費など健康増進維持のための費用、整形手術や大人の歯列矯正など美容のための費用、人間ドック費用や診断書作成費用、差額ベッド代なども通常対象外となります。

一方、意外にも対象となる費用としては、入院患者の介添人料、通院のための電車・バス代、遠隔地でなければ治療ができない場合の現地までの交通費などがあります。

なお、医療費控除を受けるためには、領収書など、医療費の支出を証明する書類が必要となりますのでご注意ください。

(大寺)

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメール : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088 - 625 - 2556

FAX : 088 - 654 - 1181



裏面も御覧下さい

## 出産育児一時金の見直し

平成21年1月から380,000円に引き上げられています。(産科医療補償制度に加入の医療機関で出産した場合。詳しくは医療機関でお問い合わせ下さい。)

更に当面2年間の暫定措置として、420,000円に。(平成21年10月から見直し予定)

## ねんきん定期便が毎年誕生月に送付

平成21年4月から、すべての厚生年金、国民年金の被保険者に毎年誕生月に社会保険庁から送付されています。

(1) これまでの年金加入期間

(2) 年金(見込)額

50歳未満・・・これまでの加入実績にもとづいて計算された年金額

50歳以上・・・「ねんきん特別便」作成時点での加入制度に引き続き加入した場合の年金見込額

## 7月は算定基礎届の提出月

4月、5月、6月、支払いの給料が対象となります。社会保険事務所より、算定基礎届の用紙が届きましたら、当社へご連絡下さい。提出の準備をさせていただきます。

〔提出期限〕 7月10日(予定)

お忙しい時期とは思いますが、給料台帳を確認させていただきますのでよろしくお願い致します。

(宮本)

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負い兼ねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。



表面も御覧下さい